

知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

知事の資産等の公開に関する規則（平成7年岩手県規則第124号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
様式第3号（第5条関係）			様式第3号（第5条関係）		
[略]			[略]		
	区 分	所得金額	基 因	と な	っ た 事 実
	[略]				
分	[略]				
離	株式等の事業・譲渡・雑所得	[略]			
課					
税	先物取引の事業・雑所得	[略]			
	[略]				
	[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。